

令和2年度 柳津町の助成金及び補助金交付金等一覧表

◆ 医療

No.	項目	事業概要	問い合わせ先
1	妊婦一般健康診査事業	妊娠届け時に交付される妊婦一般健康診査受診票を医療機関に提出することで、産前15回、産後1回の妊産婦健診が無料で受けられます。受診票が使用できるのは、福島県内の医療機関です。里帰り等により県外の医療機関で受診する場合は、助成方法が異なりますのでご相談ください。	町民課 保健衛生班 Tel.42-2118

◆ 生活環境

No.	項目	事業概要	問い合わせ先
1	防犯灯設置事業費補助金	防犯灯の新設・更新・修繕に要した費用の60%以内(千円未満切り捨て)を助成します。なお、維持費については、各行政区負担となります。	総務課 総務班 Tel.42-2112
2	空き家除却支援事業補助金	空き家の除却に要した費用の1/2以内(上限50万円)を助成します。 ※除却前に町で危険空き家に該当するか調査を行い、該当にならない場合は除却後の跡地を地元行政区等のために10年以上無償で貸与していただくことが条件となります。	総務課 企画財政班 Tel.42-2112
3	空き家家具等処分費補助金	売買契約または賃貸借契約もしくは使用貸借契約が成立した空き家の家具等処分費に要した費用の10/10以内(上限10万円)を助成します。	総務課 企画財政班 Tel.42-2112
4	合併処理浄化槽設置事業補助金	合併処理浄化槽の設置に要した費用を5人槽382千円、6～7人槽532千円、8～10人槽732千円の額を限度として助成します。	建設課 上下水道班 Tel.42-2117
5	柳津町住まいづくり支援事業	5万円以上となる住宅改修工事に要した費用の1/2以内(上限15万円、千円未満切り捨て)を助成します。なお、基礎がある小屋や車庫等も対象となります。今年度から配線・配管工事を伴うエアコン・IHクッキングヒーターの据付工事も対象となりました。	建設課 建設班 Tel.42-2117
6	住環境整備助成事業補助金	下水道整備に伴う配管工事等、下水道整備に伴う住宅改修工事代金の整備に要した対象経費の2/3以内(上限10万円)を助成します。	町民課 保健衛生班 Tel.42-2118
7	禁煙治療補助金	20歳から74歳で禁煙を希望する方に対して、公的医療保険適用の治療費の1/2以内(上限1万円)を助成します。	町民課 保健衛生班 Tel.42-2118
8	健康づくり推進事業補助金	各世帯、電子塩分計または自動血圧計の購入費用の1/2以内(上限4千円)を助成します。事業所等には、購入費用の1/2以内(上限従業員数×4千円で最大50万円)を助成します。	町民課 保健衛生班 Tel.42-2118

◆ 再生可能エネルギー

No.	項目	事業概要	問い合わせ先
1	住宅用新エネルギーシステム設置費補助金	新エネルギー設備(太陽光発電、ペレットストーブ・薪ストーブ及び薪ボイラー)設置費用の一部を助成します。 1:太陽光発電システム(6万円/kw・上限4kw) 2:ペレットストーブ・薪ストーブ及び薪ボイラー(1/5以内・上限10万円) ※必ず事前にご相談ください。	総務課 企画財政班 Tel.42-2112

◆ 定住

No.	項目	事業概要	問い合わせ先
1	定住促進対策新築住宅補助金	住宅を新築する住民に対して、新築に要した費用の一部を助成します。(上限200万円) ※建築工事費について、町内建設業者、町外建設業者で補助率が異なります。 ※県外から移住の場合は最大で80万円が加算されます。	総務課 企画財政班 Tel.42-2112
2	結婚祝金	夫または妻になる方が婚姻届出日において、引き続き1年以上本町に住所を有し、婚姻届後に夫と妻の双方が本町に住所を有する場合、1組当たり5万円(商品券)の祝い金を支給します。	町民課 住民福祉班 Tel.42-2118
3	空き家改修支援事業補助金	空き家を購入または賃借された方、町内に法人登記がされている事業者に対して、空き家の改修費用の1/2以内(上限100万円)を助成します。 ※定住が目的の場合、町外の方もしくは柳津町に住んで1年未満の方が補助対象です。	総務課 企画財政班 Tel.42-2112

◆ 就労・就業支援

No.	項目	事業概要	問い合わせ先
1	柳津町起業支援事業補助金	町内で新たに起業する方に対し、開業設備等(店舗、事務所の開設に伴う外装・内装工事費用(店舗・事務所の専用部分に限る))、登記申請費用(登録免許税、定款認定料、収入印紙代、各種証明書等取得費用は除く。)に要した費用の1/2以内(上限100万円)を助成します。 ※着工前に申請が必要となります。	地域振興課 観光商工班 Tel.42-2114
2	柳津町小規模事業者後継者支援事業補助金	町商工会に加入している小規模事業者の後継者で満50歳までの方に対して、就業に必要な機材機器導入費用及び後継者育成研修会受講料等を助成します。 簿記等のPCソフト及びハード、就業に必要な機材機器導入費用(上限30万円) ※購入前に申請が必要となります。	地域振興課 観光商工班 Tel.42-2114
3	柳津町企業立地促進事業補助金	町内に新たに進出する対象要件を満たす企業に対して、企業立地に要した費用の一部を助成します。 1. 用地取得補助金:取得価格の1/2以内(上限500万円) 2. 施設整備補助:工場等建築物及び機械設備等に要した費用の1/2以内(上限250万円) 3. 操業奨励補助金:投下固定資産額の1/2以内(上限250万円)。操業開始の課税年度から3ヵ年間。	地域振興課 観光商工班 Tel.42-2114
4	地域づくり推進事業費補助金	地域の活性化を図るため、地域づくりや産業おこしに取り組む町民や団体に対し、経費の2/3以内(上限200万円)を助成します。	総務課 企画財政班 Tel.42-2112

(町で実施している主な補助・助成事業等の概要をまとめてあります。詳しくは、問い合わせ先までご連絡ください。)

見やすいところに貼ってご活用ください。

(令和2年4月1日現在)

◆ 農業

No.	項目	事業概要	問い合わせ先
1	生産調整推進交付金(備蓄米)	備蓄米による需給調整に協力した生産者に対して、1,500円/1袋(30kg)を助成します。	地域振興課 農林振興班 Tel.42-2116
2	未来の農業を担う若者応援給付金	青年の就農意欲の喚起と就農後の経営安定を図るため、国の青年就農給付金の要件に基づき、上乗せで年額120万円を給付します。(最長5年間)	地域振興課 農林振興班 Tel.42-2116
3	乾田・畑化対策事業	生産性の向上と農業経営の安定を図るため、暗渠排水及び客土に対する経費に係る自己負担相当分について助成します。 1:暗渠排水 8/10以内(4,000円上限/m) 2:客土 8/10以内(12万円上限/10a) 3:除礫 8/10以内(20万円上限/10a)	地域振興課 農林振興班 Tel.42-2116
4	農産物6次化推進事業補助金	新たな農産加工品の開発や販路拡大に要する費用の1/2以内(上限10万円)を助成します。	地域振興課 農林振興班 Tel.42-2116
5	電気柵購入事業補助金	(個人)電気柵一式の購入費用の1/2以内(上限10万円)を助成します。 (集落)電気柵一式の購入費用の2/3以内(上限20万円)を助成します。	地域振興課 農林振興班 Tel.42-2116
6	有害鳥獣捕獲従事者支援事業補助金	狩猟免許取得等に係る費用の一部を助成します。 1:狩猟免許関係 総額の7/10以内(上限7万円) 2:鉄砲所持許可関係 総額の7/10以内(上限4万円) 3:猟友会関係 1/2以内(上限1万円)	地域振興課 農林振興班 Tel.42-2116
7	鳥獣被害農地畦畔修繕事業補助金	鳥獣被害のあった農地畦畔の修繕に係る費用の1/2以内(上限10万円)を助成します。	地域振興課 農林振興班 Tel.42-2116
8	鳥獣被害対策用品購入事業補助金	鳥獣被害防止に係る費用の一部を助成します。 1:爆音機・防鳥網 1/2以内(上限10万円) 2:くくり罠 1/2以内(上限5万円)	地域振興課 農林振興班 Tel.42-2116

◆ 福祉

No.	項目	事業概要	問い合わせ先
1	重度心身障害者医療費給付	重度心身障害者(身障手帳1級または2級の方、療育手帳Aの方、身障手帳3級の方(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、免疫または肝臓の機能障害を有する者に限る)、療育手帳Bで身障手帳を保持の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、精神障害者保健福祉手帳2級または3級で身障手帳を保持の方、精神障害者保健福祉手帳2級または3級で療育手帳を保持の方)に対し医療費の一部を助成します。	町民課 住民福祉班 Tel.42-2118
2	高齢者にやさしい住まいづくり助成金	60歳以上の方が以下の改修工事を行う場合、その改修費用の9/10以内(上限18万円)を助成します。対象となる工事:①和式便器から洋式便器への取替え、②手すりの取り付け、③段差の解消、④床のすべり防止等のための床材変更、⑤引き戸等への扉の取替え等	町民課 住民福祉班 Tel.42-2118

◆ 子育て

No.	項目	事業概要	問い合わせ先
1	頑張り子育て応援金	子育てする家庭の経済的負担の軽減を目的とし、子育て応援金を支給します。 1:新生児の父または母が新生児出生日において、引き続き1年以上本町に住所を有し、新生児の住所を本町に有すること ・住民が新生児を出産したとき(現金と商品券で半額づつ) 第一子10万円、第二子20万円、第三子以降30万円 2:小学校及び中学校に入学する年度の4月2日現在において、入学対象となる子または父母または養父母のどちらかが引き続き1年以上本町に住所を有していること ・住民が小学校に入学したとき(商品券)3万円 ・住民が中学校に入学したとき(商品券)5万円	町民課 住民福祉班 Tel.42-2118
2	子どもの医療費助成	子ども(18歳以下)の医療費の自己負担分を助成します。 1:国保加入者 保険証によって県内の医療機関で現物給付(窓口負担なし)となります(県外受診分及び入院の食事代については、窓口負担となり、後日申請手続きが必要です。) 2:社会保険加入者 受給者証により、全国の医療機関で現物給付(窓口負担なし)となります。 3:国保組合加入者 受給者証により、会津若松市、河沼郡及び大沼郡管内の医療機関で現物給付(窓口負担なし)となります(※自己負担額21,000円まで)(前述以外の受診分は後日申請することで返還されます。) ※1及び2に限り、柔道整復(整体等)については、窓口負担となり、後日申請手続きが必要です。	町民課 住民福祉班 Tel.42-2118
3	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭及び父母のない児童に対し、対象世帯に係る医療費の一部負担金が1月あたり1,000円を超えるとき、その超える額を助成します。	町民課 住民福祉班 Tel.42-2118
4	チャイルドシート等購入費助成	本町に住所を有する就学前の乳幼児と同居し、町に1年以上住所のある父母または保護者にチャイルドシート等購入費の一部を助成します。 1:チャイルドシート 購入価格の1/2以内(助成額上限30,000円)(千円未満切捨て) 2:ジュニアシート 購入価格の1/2以内(助成額上限5,000円)(千円未満切捨て) ※対象となる乳幼児が出生前に購入したものは助成の対象にはなりません。 ※購入前に申請が必要となります。	町民課 住民福祉班 Tel.42-2118
5	産後ケア助成事業	出産後の母親及び生後4ヶ月未満の乳児で、育児不安や産後の体調に不安があるなど保健指導を必要とする方を対象に、県内の助産所が実施する宿泊ケア、日帰りケアの費用の一部を助成します。 【個人負担】 1:宿泊ケア 1泊2日6,000円 2:日帰りケア 1日1,500円	町民課 保健衛生班 Tel.42-2118

◆ 商工

No.	項目	事業概要	問い合わせ先
1	柳津町中小企業融資利子補給金等補助金	柳津町商工会に加入している中小小売業者に対し、事業資金、経営改善資金を借り入れた場合、償還利子を助成します。 1:福島県商工事業協同組合より資金の融資を受けた償還利子の1/2以内 2:町指定金融機関より振興資金の融資を受けた償還利子の1.5%以内 3:日本政策金融公庫より経営改善の融資を受けた償還利子の1.5%以内 4:福島県信用保証協会から町中小企業振興資金の融資を受けた借入金に対し協会に支払う信用保証料の全額	地域振興課 観光商工班 Tel.42-2114